

スチュワードシップ・コードの実施状況に対する自己評価の結果について (評価期間：2021年4月から2022年3月)

当社は、企業における継続的な付加価値の創造が日本の国富形成を担うとの認識に立ち、「責任ある機関投資家の諸原則（スチュワードシップ・コード）」を受け入れることを表明し、責任ある機関投資家として活動しています。

つきましては、スチュワードシップ・コード原則6に従い、2021年4月から2022年3月における当該コードの各原則（指針を含む）の実施状況について自己評価しましたので、その結果を以下の通り公表します。

【自己評価のまとめ】

- 当社の業務運営は、スチュワードシップ・コードの各原則に則して適切に行われていると自己評価しています。
- 顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大に資するため、適切な議決権行使や、投資先企業の成長に繋がるような対話（エンゲージメント）を行ったと自己評価しています。

なお、議決権行使やエンゲージメント活動の実施状況については、お客さま本位の業務運営に関する評価・検証等を行う機関として設置した「お客さま本位の業務運営に関する委員会」に定期的に報告し、意見を求めています。

スチュワードシップ・コードの実施状況に対する自己評価 (評価期間：2021年4月～2022年3月)

原則	方針	自己評価
原則1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	当社は、「スチュワードシップ・コード」への取組・方針」を取締役会の決議を経て策定し、当社ホームページで公表しています。 また2021年5月に国連PRI（責任投資原則）に署名し、スチュワードシップ責任を一層果たすべく態勢の強化に取り組んでいます。 さらに2022年2月には「責任投資の基本方針」を、同3月には「エンゲージメント活動の実施方針」、「議決権行使の実施方針」および「ESG投資の実施方針」を策定し、主としてESG面での対応の促進を図っています。

原則	方針	自己評価
原則 2	<p>機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>当社は、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反の発生によりお客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引等を管理し業務を適切に遂行しています。</p> <p>また、議決権行使に関する利益相反管理については、「議決権行使に関する基本方針」に基づき、議決権行使における利益相反の観点から管理すべき対象企業（以下、利益相反管理対象企業）を利益相反管理統括者（コーポレート部門長）が決定し、利益相反管理対象企業の議決権の賛否案については、利益相反管理統括部署（リスク管理部）が事前検証を行います。さらに、「お客さま本位の業務運営に関する委員会」において、議決権行使結果の検証も実施しています。</p> <p>また、「利益相反管理方針」、「議決権行使に関する基本方針」は、当社ホームページに掲載しています。</p>
原則 3	<p>機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。</p>	<p>当社のファンド・マネージャーや企業調査を担当するアナリスト（以下、「企業アナリスト」）は、投資先企業の経営陣や IR 担当者等への取材や説明会等を通じて、投資先企業の状況（事業環境、収益動向、直面している課題や課題に対する取組みなど）を的確に把握することに努めています。なお、コロナ禍における在宅勤務においても、リモート機器を活用することにより、平時と変わらないレベルで企業の状況把握に努めています。</p>
原則 4	<p>機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。</p>	<p>当社は、ESG への取り組みの面を含めて、投資先企業の企業価値の向上を目的として、エンゲージメント活動を行っています。企業アナリストや株式運用を行うファンド・マネージャー、議決権行使担当者等で構成されるエンゲージメント会議を設け、組織的にエンゲージメント活動を実施しています。エンゲージメント会議では、重点的に対話を行う重点対話企業の選定、ESG 要素を考慮した課題の抽出、課題解決に向けた対話方針等をメンバー全員で議論し策定しています。投資先企業の経営陣や IR 担当者等と建設的な対話を行い、投資先企業の課題の改善状況をフォローしています。</p> <p>また、投資対象銘柄の分析に際しては、ESG 評価の導入を一部の銘柄で開始するとともに、エンゲージメン</p>

原則	方針	自己評価
		ト活動における対話内容の質の拡充に努めています。 なお、コロナ禍における在宅勤務においても、リモート機器を活用することにより、平時と変わらないレベルで企業の状況把握に努めています。
原則 5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	当社は、「議決権行使に関する基本方針」に基づき、受託者責任の観点から運用財産の権利者の利益の最大化を図ることを目的として、適切に議決権行使を行っています。 「国内株式議決権行使基準」では、投資先企業のガバナンス、業績、株主還元や不祥事の有無等を行使基準として定めています。 また、株主提案議案についても、当該企業の持続的な成長に資するものとなるよう、個別に判断を行っています。 2022年4月以降の株主総会を対象に同基準の改正を行い、投資先企業のガバナンス基準の強化などを行っています。
原則 6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	当社は、原則として5月及び6月に開催された株主総会における議決権行使結果は当社ホームページ「議決権行使に関する基本方針」で、四半期毎の議決権行使結果（個別開示）は当社ホームページ「日本版スチュワードシップ・コードの受入れと当社の取組み・方針等について」で公表しています。 また、投資先企業との対話の概況につきましても、当社ホームページ「日本版スチュワードシップ・コードの受入れと当社の取組み・方針等について」で公表しています。
原則 7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	当社は、ファンド・マネージャーおよび企業アナリストが投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うために必要な知識の習得や能力の向上のために、証券アナリスト（CMA）資格や米国CFA協会認定証券アナリスト資格等の取得支援、国内外での研修支援、積極的な取材活動に対する支援などに取り組んでいます。

以上